

学士課程の教育研究実施組織（基幹教員数）（2025年5月1日現在）／日本女子大学

【通信教育課程】

学部・学科等の名称	基 幹 教 員						大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数	備 考
	教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	
家政学部（通信教育課程）児童学科 計（a～d）	8人	4人	0人	0人	12人	12人	6人	—
a.	8人	4人	0人	0人	12人	—	—	9人
b.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	
小計（a～b）	8人	4人	0人	0人	12人	—	—	
c.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	
d.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	
家政学部（通信教育課程）生活芸術学科 計（a～d）	1人	1人	0人	0人	2人			—
a.	1人	1人	0人	0人	2人	—	—	
b.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	
小計（a～b）	1人	1人	0人	0人	2人	—	—	
c.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	
d.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	
食科学部（通信教育課程）食科学科 計（a～d）	5人	2人	1人	2人	10人	9人	5人	—
a.	5人	2人	1人	2人	10人	—	—	7人
b.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	
小計（a～b）	5人	2人	1人	2人	10人	—	—	
c.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	
d.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	
（大学全体の収容定員に応じた教員数）	—	—	—	—	—	0人	0人	
計	14人	7人	1人	2人	24人	21人	11人	

基幹教員区分内訳

- a. 専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの
- b. 専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）
- c. 専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）
- d. 専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）

※ 休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている教員は基幹教員に算入しない。

※ 大学設置基準第9条における「授業を担当しない教員」は基幹教員に含めない。

※ 基幹教員（学士課程）の基準数は、以下に定める教員数

- ・大学設置基準第10条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
- ・大学通信教育設置基準第8条別表第一（備考に規定する事項を含む。）